2026.11

一斉登録日（２０２７年3月２５日）以外の日程で登録をご希望の方へ

下記の注意事項をよくお読みの上、手続きをお願いいたします。

《注意事項》

□1．上申書の提出について

登録希望日及びその理由を記載した上申書をご提出ください。

□2．日弁連配布書式「弁護士法第７条各号,第１２条第１項各号及び第２項に該当しないことの誓約書,弁護士となる資格証明の扱いに関する承諾書」について

※4月１３日以降に登録希望の方

書式中の「私は、最高裁判所が発行する一括証明書をもって、日本弁護士連合会会則第１９条第１項第４号に規程する「弁護士となる資格を証明する書面」として扱うことを承諾します。」という文言を二重線で消した上、訂正印の押印をお願いいたします。（訂正印は一行につき、一つ必要です）

□3．添付書類の提出について

※4月１３日以降に登録希望の方

提出する添付書類（各種公的書類）は、弁護士名簿登録請求日前３ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。

□4．司法修習終了証書の提出について

４月５日（月）必着にて原本をご持参又はご郵送ください。当会で２部複写の上、お返しいたします。郵送の場合は、必ず返信用封筒（切手貼付、宛名記載）を同封してください。

４月１３日以降に登録希望の方は、提出がない場合登録できません。

□5．書類の提出期限について

４月１３日以降の登録については希望日に応じて個別に書類提出期限をご案内します。

業務課第一係（電話：045-211-7710）までお問い合わせください。

＊本件に関するお問い合わせ＊
神奈川県弁護士会　業務課第一係
TEL 045-211-7710